

令和5年3月31日

会 員 各 位

福岡県中古自動車販売商工組合

自動車税相当額精算について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省発表の「自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策」（以下「特例措置」という）の発表をうけ、4月1日～4月17日迄の特例措置を受けた抹消登録車両の自動車税相当額精算については落札店様よりご申告頂いた場合のみ、JU福岡からの4月分自動車税相当額の請求が落札店様に発生しないようにご対応させていただきます。

※落札店様ご自身で県税事務所・市町村に3月末抹消として扱われていることを確認の上で名義変更(抹消)完了通知 FAX 送信時に、抹消謄本に「3月中抹消扱い」と記載してご申告をお願い致します。

(ご申告漏れの場合は、お受けすることができません)

何卒、ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

敬具

※ 特 例 措 置 の 詳 細 は 、 国 土 交 通 省 の サ イ ト
「https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000138.html」をご確認ください。